

## 12. 15. 文化遺産

### 12. 15. 1. 現況調査

#### (1) 調査内容

##### ① 調査項目

- a. 文化財等の状況
- b. 埋蔵文化財包蔵地の状況

##### ② 調査手法

調査は、表12. 15-1に示すとおり既存資料調査により行った。

表12. 15-1 調査方法

調査項目	調査方法
文化財等の状況	既存資料の収集・整理による方法
埋蔵文化財包蔵地の状況	既存資料調査及び吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査の結果を整理する方法

##### ③ 調査地域

調査地域は事業計画地及び周辺において、本事業の実施により文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の状況に影響を及ぼすと想定される地域とした。

#### (2) 調査結果

##### ① 文化財等の状況

事業計画地及び周辺における文化財等の状況は、表12. 15-2及び図12. 15-1に示すとおりである。

吹田市には、国指定文化財が7件、国登録文化財が10件、大阪府指定文化財が9件、吹田市指定文化財が18件及び吹田市登録文化財が6件ある。このうち、事業計画地周辺には国の登録有形文化財である「関西大学簡文館」が存在するが、事業計画地内には、国、大阪府及び吹田市が指定する指定（登録）文化財は存在しない。

表12. 15-2 文化財等の状況

種別	名称	指定年月日	所在地	備考
国登録有形文化財	関西大学簡文館	平成19年7月31日	吹田市山手町3	昭和初期の図書館建築

出典：「市内の文化財」（吹田市立博物館ホームページ）

② 埋蔵文化財包蔵地の状況（既存資料調査）

事業計画地及び周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表12.15-3及び図12.15-1に示すとおりである。

事業計画地には、垂水遺跡の北西部分が存在する。

表12.15-3 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	名称	時代	種類
1	垂水西原古墳	古墳	古墳
2	垂水遺跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・その他の墓
3	黒色土器出土地	平安	散布地
4	古瓦出土地	奈良	生産遺跡
5	垂水中遺跡 B 地点	古墳・中世	集落跡
6	垂水中遺跡	古墳・中世	集落跡
7	垂水中遺跡 C 地点	古墳・中世	集落跡
8	垂水南遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・生産遺跡

出典：「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ）

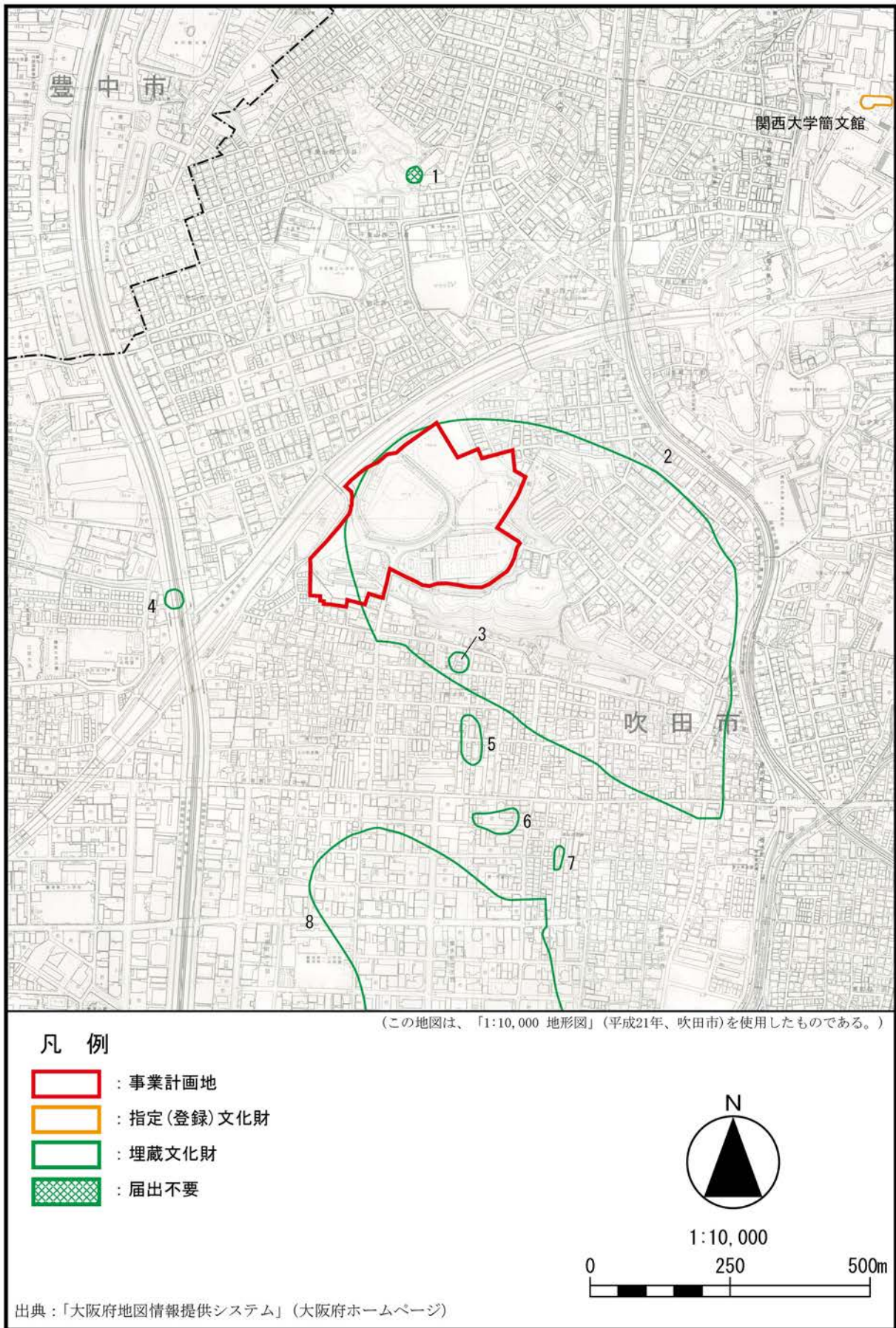


図12.15-1 事業計画地及び周辺における文化財等の状況

③ 埋蔵文化財包蔵地の状況（吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査の結果）

既存資料調査の結果、事業計画地には垂水遺跡（旧石器時代～中世）の北西部分が存在することから、吹田市教育委員会と文化財保護に基づく協議を行い、吹田市教育委員会に埋蔵文化財確認調査を依頼した。野球場及び付随施設が使用中であったことや既存建築物の位置を勘案したうえで、これまでに4回の確認調査が実施されている。確認調査の実施日は表12.15-4に、調査トレンチの配置図は図12.15-2に示すとおりである。

表12.15-4 埋蔵文化財確認調査の実施日

調査回	調査実施日
第1次	平成28年1月14日～21日
第2次	平成28年6月7日～17日
第3次	平成28年9月13日～27日
第4次	平成28年12月13日～28日



図12.15-2(1) 調査トレンチ配置図

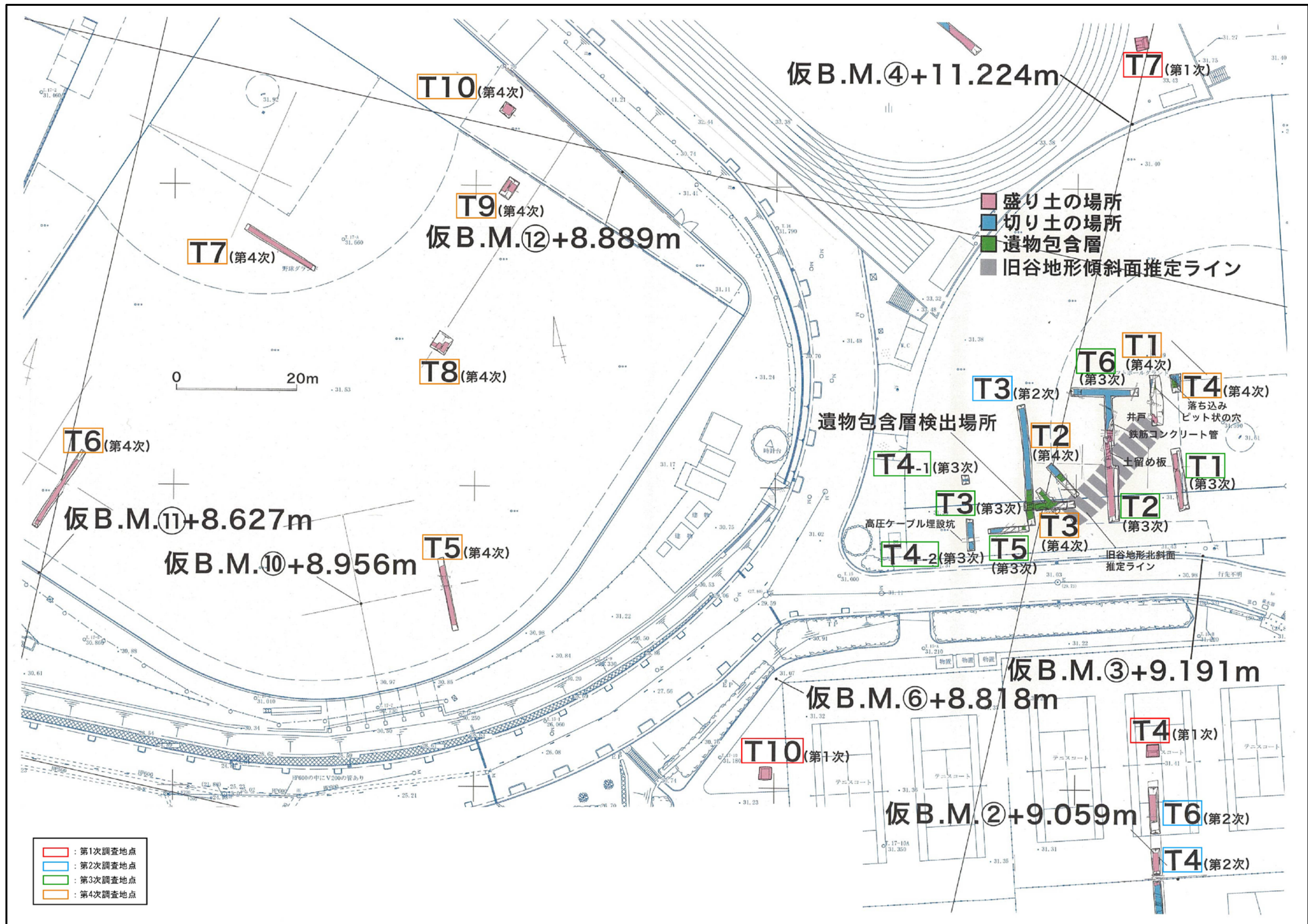


図12.15-2(2) 調査トレンチ配置図

#### a. 第1次確認調査

第1次確認調査の結果、遺構については、T5、T6から落ち込みが検出されたものの、いずれも造成時に削平されて生じた崖の近隣に位置し、地山を切り込む形で掘削されていることなどから、いずれも造成後の所産と考えられる。また、他の調査トレンチにおいても、今回の確認調査では、明確な遺構は確認されなかった。

遺物については、T1から弥生土器1点、T5から土師器1点、T10から土師器1点が出土した。いずれも磨滅した小片であり、T1は整地層、T5が造成後と考えられる落ち込み内、T10は盛土層からの出土であることから、造成時あるいはそれ以降に流れ込んだものと考えられる。

#### b. 第2次確認調査

第2次確認調査の結果、T1、T2、T4～T6で確認された谷上の落ち込みでは、元来の地形を形成する自然堆積層は検出されず、T1、T2、T5では遺物の出土もなかった。また、T4、T6の出土遺物についても上方の盛土層からの出土であることから、造成時に近隣地から流れ込んだものと考えられる。これら5箇所の特レンチ付近では造成により大きく削平され、元来の丘陵地形は残されていない可能性が高いと考えられる。

これに対し、T3では上方が平らに削られ、整地層の直下では管の埋設坑等と考えられる攪乱を受けていたが、南側において約23°の傾斜を持つ自然堆積層と考えられる土層が検出され、これらの土層から弥生土器が多量に出土した。

#### c. 第3次確認調査

第3次確認調査の結果、T1～T7では、砂質土・碎石・粘質土等の性質の異なる複数の薄い土層が水平方向に堆積する状況が確認された。これらの土層はいずれの調査トレンチでも一貫して存在していたことから、ソフトボール場やテニスコートの造成時の整地層と考えられる。この整地層等の下層では、ソフトボール場に設定したT1～T3、T5、T6においては南東方向に、テニスコートに設定したT7においては北西方向に下降する傾斜した土層が確認された。これら斜め方向の土層は幾層にも重なって堆積しており、そのいずれもが概ね北東から南西方向に延び一定の方向性を示していた。またその両岸の距離が数十m離れていることから、この間に大きな谷地形が存在したと考えられる。このうち、T1、T3、T7では盛土直前の旧表土層と考えられる斜め方向に堆積した土層が検出されており、造成工事等による攪乱を免れた谷地形が、部分的に残っている可能性が考えられる。これに対して、谷地形の傾斜面として残っている場所以外については上方を平らに削られており、谷地形の北側及び南側に展開していたと考えられる丘陵地形はすでに失われたものと考えられる。

なお、第2次調査T3同様、その東西両側に設定したT3、T5でも弥生時代後期の土器が多量に出土した。集落遺跡の存在が知られていた南方の垂水神社境内一帯とは異なり北側の尾根から続く傾斜した土層内に分布していることから、現在は削平されて失われているが、この分布域の北から西に向かって存在していた丘陵上に集落が展開していた可能性が考えられる。

#### d. 第4次確認調査

第4次確認調査の結果、野球場とソフトボール場では、表土層の下にはグラウンド整備のために幾重にも重ねられたと考えられる薄い整地層がいずれの調査トレンチからも検出された。これらの整地層の下に、ソフトボール場（T1～T4）では切土により削平された地山層、造成前の丘陵地形の面影を残す傾斜して堆積した土層、造成工事による盛土層と調査地点によりさまざまな堆積状況が確認された。南西から北東方向に延びていた谷状地形は造成工事による切土で上方が失われてはいたが、T2、T3、さらに東側のT1でも確認され、第3次調査T6付近では攪乱を受けていたものの、長い距離に渡って伸びている地形であることが分かった。そのT1では、谷地形は北に方向を変え、そのさらに東側のT4では、全く方向が異なるほぼ垂直に下降する落ち込みが見つかり、それぞれの地点から弥生土器の出土があった。遺物包含層の分布については、第2次調査T3及び第3次調査T3等の谷状地形において弥生土器の出土がみられたが、T2では希薄となり、第3次調査T2、第3次調査T6では出土しなかったことから、T2付近が東限と考えられるが、T4では谷状地形と異なる形状の落ち込みから弥生土器が出土しており、南西側とは別に性格の異なると思われる分布地域が東側にも存在する可能性が考えられる。

これに対し、野球場（T5～T6）では、薄く数層に及ぶ整地層の下に厚く堆積した盛土層が検出されたが、地山や旧来の丘陵地形を示す堆積層は検出されなかった。盛土層が厚く地山等の土層はこのさらに下方に深く埋没しているものと考えられる。また、この盛土層についても厚く堆積した土層の下に複雑な堆積状況を示す上層群が存在するなど、傾向の異なる2種類の盛土層が広範囲に展開しており、グラウンド建設等によって現在の景観に至るまでに何らかの開発行為が行われていた可能性も考えられる。

#### e. 今後の措置

これまでに実施した4回の確認調査において、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート、プール跡地、野球場等で調査が実施され、陸上競技場及びソフトボール場北半、南側のテニスコート南半では丘陵地形が造成工事等によって削平され、テニスコート北半、プール跡地、野球場とその南西側地域では厚く盛土がなされている状況が明らかになってきた。また、第3次調査では、各調査トレンチ内の土層の堆積状況からソフトボール場とテニスコートの間に北東から南西に延びる大きな谷地形が存在することがわかり、第4次調査によって、この北側の傾斜面が北へ方向を変え、その東側において弥生土器が出土し、北側の谷地形では2箇所遺物包蔵層の分布域が存在することがわかるとともに、人為的な遺構であるかは明確ではないが、第4次調査T1ではピット状の穴、第4次調査T4では落ち込みを検出した。

これらのことから、確認調査が実施された各調査地点のうち、旧地形が削平されていると思われる陸上競技場、ソフトボール場北側、テニスコート東側及び南西側、プール跡地については、埋蔵文化財について支障はないと考えられる。ソフトボール場南側については、第4次調査で遺物包含層の分布地域が2箇所にわたって存在することがわかり、特に東側の分布地域については、その範囲や規模を明確にできなかったことなどから、再度埋蔵状況を確認することが必要と考えられる。また、まだ調査が実施されていないテニスコート北西側については、谷状地形の南側傾斜面と少量ながら遺物の出土がみられた、南側の第3次調査T7の延長線上にあることから、埋蔵文化財の有無について確認が必要と考えられる。敷地中央の



野球場では盛土層が厚く、機械掘削による調査でも旧来の丘陵地形、遺構・遺物の包蔵の有無を確認することができなかったことから、球場解体時及び宅地造成による削平工事実施の際には立会等による状況確認が必要と考えられる。また、南西側のクラブハウス・寮付近等については、既存建築物が存在することから、解体時の立会等により遺構・遺物の包蔵等の有無を確認することが必要と考えられる。

今後の調査予定については、吹田市教育委員会と調整の上、施設、建物解体時に立会等により第5次確認調査を実施する予定である。

## 12.15.2. 工事の実施に伴う影響の予測・評価

### ① 予測内容

#### a. 予測項目

予測項目は、掘削工事の実施が文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響とした。

#### b. 予測手法

予測は、現況の調査結果及び事業計画等をもとに予測する方法とした。

#### c. 予測地域

調査地域と同様とした。

#### d. 予測時期

工事中で、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地への影響が発生すると想定される時期とした。

### ② 予測結果

事業計画地内には、指定（登録）文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡が存在する。

事業計画地内における吹田市教育委員会による第1次～第4次確認調査の結果、明確な遺構は確認されず、陸上競技場、ソフトボール場北側、テニスコート東側及び南西側、プール跡地については、埋蔵文化財については支障はないと考えられる。また、一部で遺物包含層が確認されており、ソフトボール場南側については遺物包含層の範囲や規模が明確にならなかったことから、再度確認することが必要と考えられる。さらに、まだ調査が実施されていないテニスコート北西側については、埋蔵文化財の有無について確認が必要と考えられる。敷地中央の野球場では盛土層が厚く、機械掘削による調査でも旧来の丘陵地形、遺構・遺物の包蔵の有無を確認することができなかったことから、球場解体時及び宅地造成による削平工事実施の際には立会等による状況確認が必要と考えられる。また、南西側のクラブハウス・寮付近等については、既存建築物が存在することから、解体時の立会等により遺構・遺物の包蔵等の有無を確認することが必要と考えられる。

今後は、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に

対応する。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応することから、掘削工事の実施が文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さいと予測する。

### ③ 評価

#### a. 評価目標

文化遺産についての評価目標は、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う文化財等への影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価した。

#### b. 評価結果

事業計画地内には、指定（登録）文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡が存在する。

事業計画地内における吹田市教育委員会による第1次～第4次確認調査の結果、明確な遺構は確認されず、陸上競技場、ソフトボール場北側、テニスコート東側及び南西側、プール跡地については、埋蔵文化財については支障はないと考えられる。ただし、遺物包含層が確認されているため、吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する計画としている。

以上のことから、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う文化財等への影響が可能な限り低減されていること」とした評価目標を満足するものと評価する。